

交	00	01	1年
(令和6年3月末まで保存)			

交 企 第 5 号
令 和 4 年 4 月 1 9 日

交通部内所属長
各警察署長 殿

交 通 部 長

道路運送車両法施行規則の一部改正について

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）により、公道を走行する自動車は検査・登録を受け、自動車登録番号標・検査標章を表示し、自動車検査証を備え付けなければ運行の用に供してはならないこととされている。一方、これらの運行要件の全部又は一部を満たしていない自動車であっても、回送運行許可制度、臨時運行許可制度の活用により、公道の走行が一部認められているところ、令和4年3月31日、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下規則という。）について改正が行われたため、職員への周知を徹底されたい。

記

1 改正の概要

(1) 回送運行許可制度関係

回送運行許可番号標については、規則第26条の5において準用する規則第24条において準用する規則第8条の2第1項の規定により、自動車の前面及び後面に表示する必要があるところ、運輸監理部長又は運輸支局長が必要な代替措置を講じていると認めるときは、後面表示の省略を可能とするもの。

(2) 臨時運行許可制度関係

臨時運行許可番号標については、規則第24条において準用する規則第8条の2第1項の規定により、自動車の前面及び後面に表示する必要があるところ、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は市町村長が、前面表示により自動車の安全に影響を及ぼすおそれがあると認める場合であって必要な代替措置を講じていると認めるときは、前面表示の省略を可能とするもの。前面の表示省略を認める際の条件や手続の詳細については、別途定められる予定のため、追って連絡する。

2 添付資料

- (1) 別添1（道路運送法車両施行規則の一部を改正する省令（官報の写し））
- (2) 別添2（「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」の一部改正について）
- (3) 別添3（回送運行許可番号標の後面表示省略手続について）

【本件担当】
交通企画課交通部企画係

○国土交通省令第三十六号
 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条第一号及び第三十六条の二第一項第一号（これらの規定を同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和四年三月三十一日
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>（臨時運行の許可）</p> <p>第二十条 法第三十四条第一項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可は、その運行の経路の最寄りの行政庁（運輸監理部長若しくは運輸支局長又は市、特別区若しくは道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号。以下「施行令」という。）第四条に規定する町村の長をいう。）が行う。</p> <p>（臨時運行許可番号標の表示）</p> <p>第二十四条 第八条の二の規定は、法第三十六条第一号（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による臨時運行許可番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項中「前面及び後面」とあるのは「前面及び後面（第二十条の行政庁が、当該自動車の構造、運行の態様等を勘案して、前面に表示することにより自動車の安全性の確保に支障を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、臨時運行の許可を受けていることを明らかにするために必要な措置を講じていると認めるときは、後面）」と、同項ただし書中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と読み替えるものとする。</p>	<p>（臨時運行の許可）</p> <p>第二十条 法第三十四条第一項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可は、その運行の経路の最寄りの運輸監理部長若しくは運輸支局長又は市、特別区若しくは町村の長が行う。</p> <p>（臨時運行許可番号標の表示）</p> <p>第二十四条 第八条の二第一項及び第二項の規定は、法第三十六条第一号（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による臨時運行許可番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と読み替えるものとする。</p>

(回送運行許可証の表示等)

第二十六條の五 第八條の二の規定は法第三十六條の二第一項第一号(法第七十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定による回送運行許可番号標の表示の位置及び方法について、第二十三條の規定は回送運行許可証の表示について準用する。この場合において、第八條の二第一項中「前面及び後面」とあるのは「前面及び後面(運輸監理部長又は運輸支局長が、回送運行の許可を受けていることを明らかにするために必要な措置を講じていると認めるときは、前面又は前面及び後面」と、同項ただし書中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と、「前面」とあるのは「この項本文の規定により後面に表示しない場合を除き、前面」と読み替えるものとする。

第三十一條の二の二 法第四十一條第二項の条件(以下この条において単に「条件」という。)の付与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣(施行令第十五條第一項第一号の規定により地方運輸局長に国土交通大臣の権限が委任されている場合にあつては、当該地方運輸局長。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。
一 〇三 (略)
二 〇五 (略)

附則

(施行期日)

第一條 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二條 この省令の施行前に道路運送車両法第三十五條第四項(法第七十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定により貸与した臨時運行許可番号標でこの省令の施行の際現に効力を有するもの表示の位置及び方法については、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則第二十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三條 国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四條に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の廃止
(道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第四條 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(令和三年国土交通省令第二十八号)の一部を次のように改正する。
本則のうち、道路運送車両法施行規則第二十條の改正規定を削る。
本則のうち、道路運送車両法施行規則第六十三條の改正規定を次のように改める。

改正後

(自動車税種別割の納付の有無の事実を確認する方法)

第六十三條 施行令第十二條の納付の有無の事実の確認は、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に登録されている情報を電気通信回線を通じて都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)の使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合することによつて行うものとする。

(回送運行許可証の表示等)

第二十六條の五 第二十三條の規定は回送運行許可証の表示について、第二十四條の規定は法第三十六條の二第一項第一号(法第七十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定による回送運行許可番号標の表示について準用する。

第三十一條の二の二 法第四十一條第二項の条件(以下この条において単に「条件」という。)の付与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣(道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号。以下「施行令」という。)第十五條第一項第一号の規定により地方運輸局長に国土交通大臣の権限が委任されている場合にあつては、当該地方運輸局長。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。
一 〇三 (略)
二 〇五 (略)

改正前

(自動車税種別割の納付の有無の事実を確認する方法)

第六十三條 施行令第十二條の納付の有無の事実の確認は、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に登録されている情報を電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合することによつて行うものとする。

国自情第341号
令和4年3月31日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

自 動 車 局 長

「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」の一部改正について

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第36号）の施行に伴い、「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」（昭和57年9月18日付け自管第149号）を別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

本通達は令和4年3月31日から適用する。

【改正溶け込み】

自動車の回送運行許可等事務処理要領

(適用)

第1条 道路運送車両法（以下「法」という。）第36条の2（法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の回送運行の許可（以下「許可」という。）、回送運行許可証の交付並びに回送運行許可番号標の貸与に関する事務及び道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第26条の5の規定に基づく回送運行許可番号標の後面表示省略に関する事務の取扱いは、法令に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

(書類の経由)

第2条 地方運輸局長（内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出すべき許可の申請書その他の書類は、自動車の回送の業務を行う営業所のうち主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部、運輸支局若しくは自動車検査登録事務所（内閣府沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。）を経由して提出させるものとする。

(許可基準適合性の審査)

第3条 規則第26条の2の許可基準に適合するか否かについては、次の事項を審査するものとする。

(1) 第1号について

(イ) 運転者等に対する関係法令の周知方法

(ロ) 回送自動車の道路運送車両の保安基準への適合性の確認方法

(ハ) 回送運行許可番号標及び回送運行許可証の管理・使用等に関する社内取扱内規の内容

(ニ) 特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け国自整第126号）」に基づく行政処分を受けていないこと

(ホ) その他必要と認められる事項

(2) 第2号について

(イ) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標の保管方法

(ロ) 回送運行許可番号標の管理に関する責任者（以下「回送運行許可番号標管理責任者」という。）の選任状況

(ハ) 回送運行許可番号標管理簿の備付け及び必要事項の記載状況

(ニ) その他必要と認められる事項

(3) 第3号について

① (イ) 商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2

号に規定する履歴事項証明書¹の提出（ただし、個人にあっては、住民票の写し（個人番号の記載のないもの））

（ロ）自動車の製作を業とする者²にあっては、その旨の証明書の提出

（ハ）陸送を業とする者³にあっては、回送委託契約書の写し及び委託者一覧表その他の陸送を業とすることを証する書面の提出

（ニ）新車の販売を業とする者⁴にあっては、自動車製作者による証明書又は他の新車の販売を業とする者との販売契約書の写しその他の新車の販売を業とすることを証する書面の提出

（ホ）中古車の販売を業とする者⁵にあっては、都道府県公安委員会の発行する古物営業許可証の写し又はその他の中古車の販売を業とすることを証する書面の提出

（ヘ）特定整備を業とする者⁶にあっては、法第78条第1項の自動車特定整備事業の認証を証する書面の写し又は法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を証する書面の写しの提出

（ト）特定整備を業とする者⁷にあっては、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（臨時運行の目的が法第59条の新規検査、第62条の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら特定整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引取りのための回送、車検のために自ら特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら特定整備した自動車の車検のため運輸支局等又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。）が7台以上あること（2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること）。

ただし、離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められる場合は、実情に照らして判断しても差し支えない。

（チ）その他必要と認められる事項

- ② 自動車の製作、陸送、新車若しくは中古車の販売又は特定整備を業とすることを証する書面には、自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とする者の関係団体の会員であることを証する書面を含むものとする。

（許可の条件）

第3条の2 法第36条の2第3項（法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づき、許可に条件を付すものとする。

許可の条件の記載については、次のとおりとされたい。

- （1）法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。
- （2）回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消

しの日、廃止届出を行った場合は、届出日) 後 6 ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

(3) 自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了(許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日) 後 6 ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

(4) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。

(5) 回送運行に関する業務について、地方運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年 5 月 31 日までに報告を行うこと。

(6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標(以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。)の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から 5 日以内にそれぞれ地方運輸局長に返納すること。

上記のほかに条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものとする。

(回送の目的)

第 4 条 法第 36 条の 2 第 6 項の回送の目的は、おおむね次に掲げるものの範囲内で記載するものとする。

(1) 製作を業とする者については、自己の製作に係る自動車の回送

(2) 陸送を業とする者については、他人からの委託を受けて行う回送

(3) 販売を業とする者については、自己の販売しようとする自動車の展示又は整備若しくは改造のための回送、販売した自動車の納車のための回送、自己の仕入れた自動車の引取りのための回送、自己の自動車の販売又は仕入れに伴って必要となる車検、登録及び封印のための整備工場又は運輸支局等の機関までの回送、並びに自己の自動車の販売に伴って発生した下取り車の適正な処理のための回送

(4) 特定整備を業とする者については、車検のために自ら特定整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら特定整備した自動車の車検のため車検場までの回送

(回送の目的の追加)

第 4 条の 2 許可を受けた者が、回送運行許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合は、運輸支局等にその旨を記載した申請書その他の必要書類を提出させるものとする。

上記申請があった場合は、第3条に規定する許可基準適合性について審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする前条の回送の目的を回送運行許可証に記載するものとする。

(回送運行許可証の交付枚数等)

第5条 運輸監理部長及び運輸支局長（以下「運輸支局長等」という。）は、回送運行許可証を交付し、及び回送運行許可番号標を貸与するときは、不正防止の観点から必要枚数を超えて、又は必要期間を上回る期間について交付し、又は貸与してはならない。

なお、特定整備を業とする者に交付する許可証及び貸与する番号標の枚（組）数は、当分の間、一の営業所につき一枚（組）とする。

自動車の製作、陸送又は販売と自動車特定整備事業を兼業している者にあつては、既に交付を受けている許可証の回送の目的に車検のために自ら特定整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら特定整備した自動車の車検のため車検場までの回送を追加することとし、新たに番号標の貸与は行わない。

(変更等の届出)

第6条 許可を受けた者について、氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合には、遅滞なくその旨を記載した書面を提出させるものとする。

(許可台帳の備付け)

第7条 地方運輸局長は、回送運行許可台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

許可番号、許可年月日、氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、許可の有効期間、回送運行許可番号標管理責任者、違反の事実に対する処分内容、聴聞年月日、違反についての処分の通知番号及び処分の通知年月日、回送運行許可番号標の後面表示省略の実施有無並びにその他必要な事項

(許可証等交付台帳の備付け)

第8条 運輸支局長等は、回送運行許可証等交付台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、交付した許可証の番号及び許可証の交付年月日、貸与した番号標の番号、許可の有効期間、回送運行許可番号標の後面表示省略を行う場合は、経路の起終点となる2施設それぞれの名称、住所及び種別（第11条（2）に規定する施設の種類。以下同じ。）並びにその他必要な事項

(保存期間)

第9条 回送運行許可台帳及び回送運行許可証等交付台帳は、当該許可の有効期間が経過した後3年間保存するものとする。

(報告)

第10条 地方運輸局長は、回送運行許可事務、回送運行許可証交付事務並びに回送運行許可番号標貸与事務及び回送運行許可番号標の後面表示省略に関する事務に関して取扱要領を定めたとき又はこれを変更したときは、本省自動車情報課長あて報告するものとする。

(回送運行許可番号標の後面表示省略に必要な要件)

第11条 回送運行許可番号標の後面表示省略に必要な要件は以下のとおりとする。

- (1) 同一経路において、自動車の回送運行を反復・継続して行うこと。
- (2) 工場、メーカー保管ヤード、船積み港、船揚げ港、積載車荷扱い場、販売会社保管ヤード、納整センター、架装工場保管ヤード、架装工場の2施設間において、回送運行を行う者が事前に特定した経路を運行するものであること。

(施設の定義)

第12条 前条(2)における施設に係る定義はそれぞれ以下のとおりとする。

- (1) 工場：自動車製作者が自動車を生産する場所
- (2) メーカー保管ヤード：工場で完成した自動車のうち販売会社に輸送する前の自動車をメーカーで保管しておく場所
- (3) 船積み港：他の港に海運するために自動車を船に積み込む場所
- (4) 船揚げ港：他の港から海運された自動車を船から降ろす場所
- (5) 積載車荷扱い場：積載車が自動車の積み降ろしをする場所
- (6) 販売会社保管ヤード：流通の中間工程として販売会社が自動車を一時的に集約して留めおくことを主たる目的とした場所。
- (7) 納整センター：納車整備やオプション品の取付けを行う場所
- (8) 架装工場保管ヤード：自動車を架装工場で保管しておく場所
- (9) 架装工場：自動車に荷台等の架装物を取り付ける場所

(回送運行許可番号標の後面表示省略の届出)

第13条 規則第26条の5の規定に基づき表示する回送運行許可番号標について、後面表示省略を行う場合は、前条に記載の施設のうち回送運行を行う2施設間を結ぶ経路を特定の上、営業所の名称、住所並びに起終点となる2施設それぞれの名称、住所、種別及び2施設間の回送運行取扱い実績(過去1年間の取扱い台数)又は2施設間の回送運行取扱い見込み(向こう3ヶ月間の取扱い見込み台数)を記載した後面表示省略届出書を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出させるものとする。なお、回送運行許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、第17条の届出があったものと見なす。

(後面表示省略届出書に添付する書類)

第14条 前条の届出書には、回送運行許可番号標の後面表示省略を行う2施設間を運行する経路を明示した地図及び種別が判別可能な資料を添付させるものとする。

(回送運行許可番号標の後面表示省略を行う際の代替措置)

第15条 規則第26条の5に基づく運輸監理部長又は運輸支局長が認める場合とは以

下のとおりとする。

(1) 回送経路が公道横断のみの場合

- ・回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車（法第4条の登録を受けた自動車）が随走し、足車後面に、前方に後面の回送運行許可番号標がない自動車が走行している旨等、周辺に走行環境を知らせる表示をする
- ・回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する（横断時、公道の一般車両を一時止める等）

(2) 回送経路が公道横断以外（公道を走行する）の場合

- ・回送自動車の後面に「回送運行を行う者を特定するための表示」を取り付ける（回送運行を行う者を特定するための表示）

第16条 前条（2）の「回送運行を行う者を特定するための表示」は、許可を受けた者の氏名又は名称を縦10cm横20cm内に表示をさせる。表示に使用する器材の材質や表示位置、表示方法については、回送運行を行う者の任意とするが、回送自動車の後方から表示内容の識別が可能となるように表示すること。

（回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる際の廃止届出）

第17条 回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる場合は、回送運行許可番号標の後面表示を省略して回送自動車の運行を行っている起終点となる2施設それぞれの名称、住所及び種別を記載した後面表示省略廃止届出書を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出するものとする。

附 則（平成28年5月31日国自情第36号）

- 1 本通達は、平成28年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 分解整備を業とする者であって施行日から平成29年11月30日までに許可を受けようとするものについては、第3条（3）（ト）のうち車検のために自ら分解整備した自動車の台数に係る規定は適用しない。許可を受けた者が施行日から平成29年11月30日までに第4条の2の規定による回送の目的（第4条（4）に規定する目的に限る。）を追加しようとする場合も、同様とする。
- 3 地方運輸局長は、第3条の2の規定に基づき、前項の規定による許可又は目的の期限を平成29年11月30日とする条件を付すこととする。

附 則（平成29年10月31日国自情第148号）

- 1 本通達は、平成29年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 分解整備を業とする者であって、平成28年6月1日から施行日までの間に許可を受けた者又は第4条の2の規定による回送の目的（第4条（4）に規定する目的に限る。）を追加した者が平成29年11月30日までの間に引き続き許可又は第4条の2の規定による回送の目的（第4条（4）に規定する目的に限る。）の追加を受けようとする場合については、第3条（3）①（イ）、（へ）及び（チ）の書面を省略することが出来る。

附 則（令和4年3月31日国自情第341号）

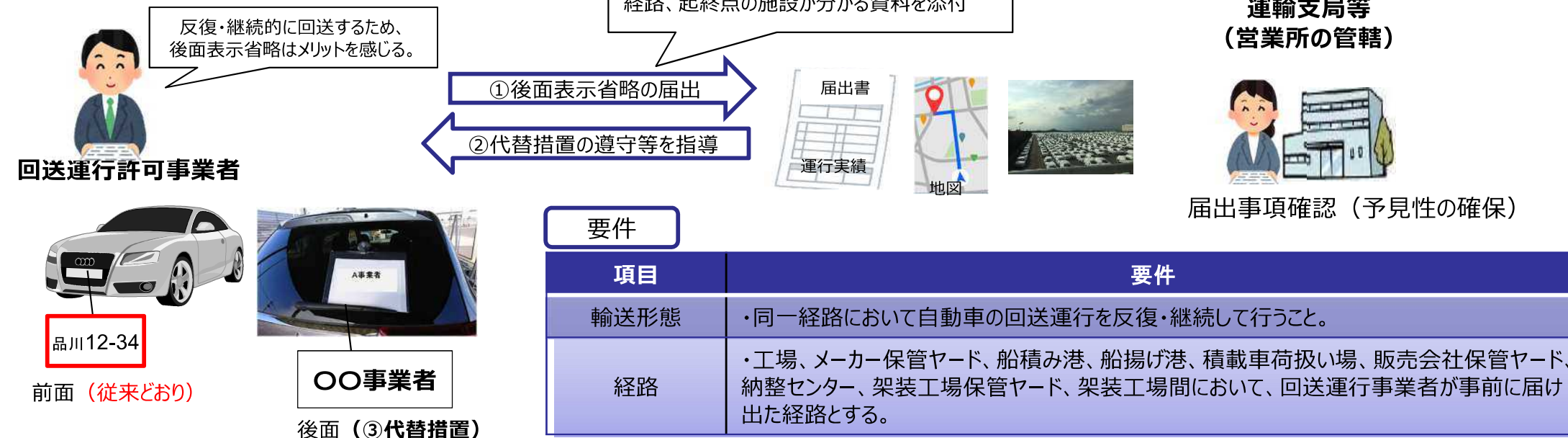
- 1 本通達は、令和4年3月31日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 本通達の施行日前にした分解整備を業とする者の許可又は第4条の2の規定による回送の目的の追加は、本通達の規定に基づいてした特定整備を業とする者の許可又は第4条の2の規定による回送の目的の追加とみなす。その許可又は回送の目的の追加の申請についても、同様とする。
- 3 国土交通省関係総合特別区域法第53条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成26年内閣府・国土交通省令第6号）に規定する回送運行効率化事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けており、現に効力を有するときは、令和5年3月31日までは、当該計画の計画区域内において当該計画に定める代替措置を講じることで、後面の回送運行許可番号標を省略することができる。

回送運行許可番号標の後面表示省略手続きについて①

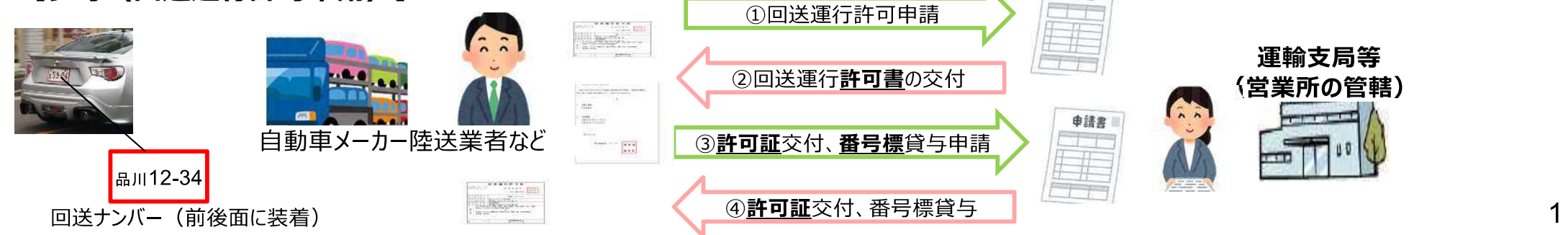
○回送運行自動車については、登録自動車と同様、**当該運行が回送運行の許可を受けて行われていることが容易に判別できるよう自動車の前面及び後面に回送運行許可番号標を表示**しなければならない。（法36条及び施行規則第26条の5）

○このため、後面に回送運行許可番号標の省略を認めるにあたっては、回送運行許可事業者において、**事前に回送経路等を運輸支局等に届出**すること、また、外形的に回送運行許可事業者による運行であることが判断できるよう**代替措置を講じる**こととする。

< 後面表示省略の手続き方法 >



【参考 (回送運行許可申請)】



回送運行許可番号標の後面表示省略手続きについて②

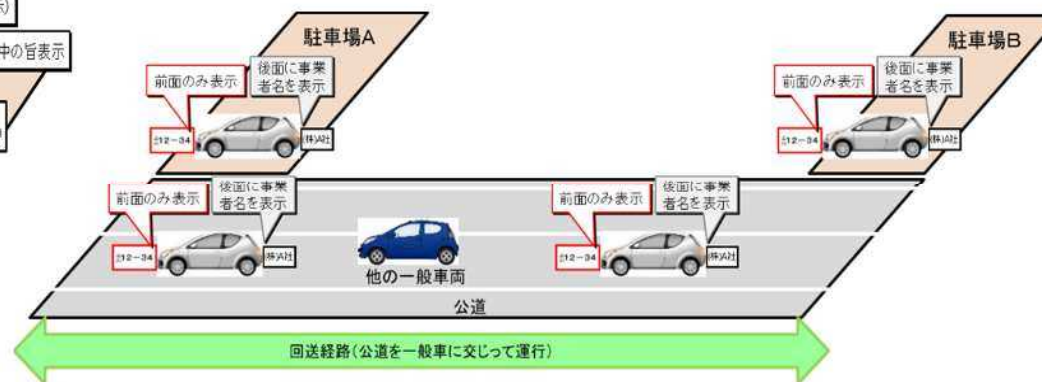
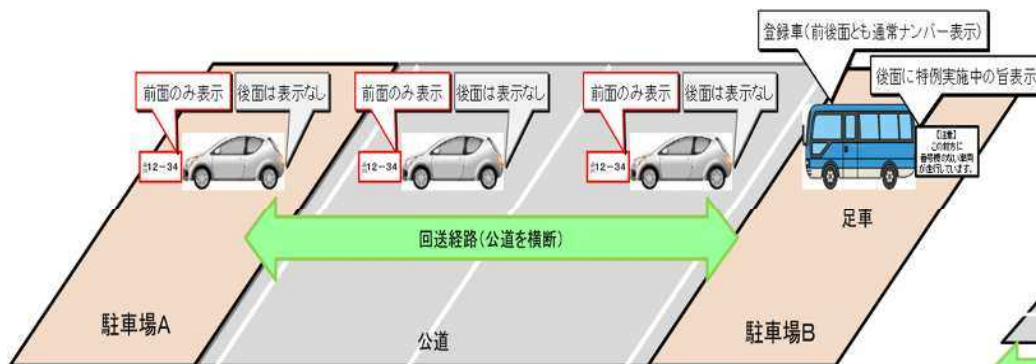
<代替措置の内容>

回送経路が公道横断のみの場合

- 回送自動車の前面のみに回送運行許可番号標を取り付ける。
- 回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車が随走する。
- 回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する（横断時、公道の一般車両を一時止める等）。

回送経路が公道横断以外（公道を走行する）の場合

- 回送自動車の前面のみに回送運行許可番号標を取り付ける。
- 後面に「回送運行事業者を特定するための表示」を取り付ける。
- 各車バラバラに運行（隊列は組まず一般車に交じて運行、足車もなし）。



【参考：通常の回送運行許可における運行】

- 回送自動車の前面及び後面に回送運行許可番号標を取り付ける。
- 回送自動車の回送経路は特定しない。
- 各車バラバラに運行（隊列は組まず一般車に交じて運行、足車もなし）。

